

「令和3年度沖縄県営住宅家賃等長期滞納整理業務」 企画提案仕様書

1 委託業務内容

(1) 所在調査

退去滞納者（退去滞納者の相続人を含む）及び連帯保証人（連帯保証人の相続人を含む）（以下、「退去滞納者等」という。）の所在調査を行う。ただし、退去滞納者の所在の把握を優先し、連帯保証人の所在は、退去滞納者の所在が不明な場合に調査することとする。

また、相続人が複数いる場合は、原則として全員の所在を把握することとし、相続人であることを確認できる書類の取得及び相続関係説明図を作成すること。ただし、相続人のうち一人が滞納額を全額支払う場合や、一人の相続人から他の相続人も含めて時効援用の申立書の提出がある場合など滞納が解消される場合は、相続人のうち一人のみの所在を把握することとしてよい。

なお、調査を行っても所在が判明しない場合は、「所在が判明しない要因」や「財産の有無」を記載した調査記録を作成し、速やかに委託者に報告すること。

(2) 退去滞納者等の生活状況等の確認

退去滞納者等に連絡し、面談等を通して、退去滞納者等の「支払意思の有無」と「支払能力の把握（現在の仕事、収入及び財産等の聞き取り）」を行う。

なお、県内に居住している退去滞納者等を優先して面談を行うこととするが、必要に応じて、県外に居住している退去滞納者等に対して面談を行うこと。

(3) 納付案内等

退去滞納者等に支払意思がある場合は、納付計画作成の支援、納付誓約書の徴収及び納付書の送付等を行う。ただし、分割で納付する場合は、業務の契約期間内に支払いを終える計画にすること。

(4) 履行の請求及び財産の確認

退去滞納者等に支払意思が無い場合は、面談や文書等による履行の請求を行うとともに、財産の確認を行い、「財産の有無」を把握すること。ただし、財産の確認にあたっては、不動産登記法、道路運送車両法や民事執行法等の関係法令を遵守し、可能な範囲で実施することとする。

また、支払意思が無く、債権の時効期間が経過している退去滞納者については、財産の確認を行う前に、その旨を速やかに委託者に報告すること。

なお、「(1) 所在調査」において調査を行ったが所在が判明しない場合についても、把握している情報を基に、財産の確認を行うこととする。

(5) 提案業務

目的を達成するにあたって、効果的と思われる業務がある場合、企画提案書に記載し提案すること。

(6) その他業務

委託契約の締結後、目的を達成するにあたって、必要な業務が生じた場合は、委託者と受託者で協議し、実施の可否を決定する。なお、委託契約の締結後に生じ得る業務として、支

払意思の無い退去滞納者に対する強制執行や、債務名義を取得するための訴訟手続き等が発生する可能性がある。

2 所在調査等実施対象者及び委託債権額

着手金と成功報酬の算出にあたり、債権総額や1件あたりの金額が必要な場合は、次の(1)又は(2)の金額等を用いて算出すること。

なお、詳細な債権の情報は、全ての審査が終了した後、受託候補者に提供する。受託候補者は、提供された債権の情報から提案金額の範囲内で業務の実施が可能な債権を選定し、委託者と協議のうえ、契約を締結する。

(1) 本島地区

所在調査等実施対象者：

宮古・八重山地区の市町村を除く県内市町村に所在する県営住宅に入居していた退去滞納者のうち、県が指定する者
対象債権総額：9千2百50万円
件数：248件程度
1件あたりの平均金額：372千円

(1) 宮古・八重山地区

所在調査等実施対象者：

宮古島市、石垣市、多良間村、竹富町及び与那国町に所在する県営住宅に入居していた退去滞納者のうち、県が指定する者
対象債権総額：1千5百50万円
件数：30件程度
1件あたりの平均金額：516千円

3 支払の基準及び経費の計上等

(1) 支払の基準

着手金と成功報酬により支払うものとし、成功報酬は、次の項目で支払いの可否を判断することとする。

ア 退去滞納者等に係る所在の把握

原則として、退去滞納者等の所在を把握した場合、報酬を支払うこととする。

また、相続人が複数人いる場合の取扱いは、1(1)所在調査のとおりとする。

なお、所在を把握したことの確認は、住民票や戸籍の附票等公的な書類により行う。

イ 退去滞納者等に係る支払能力の把握

退去滞納者等と面談を行い、現在の収入の状況、家族構成及び支出の状況等を把握をした場合に報酬を支払うこととする。

支払能力を把握したことの確認は、面談記録等の資料により行う。

ウ 退去滞納者等に係る支払意思の把握

退去滞納者等と面談を行い、滞納家賃等を支払う意思の有無を確認した場合に支払うこととする。

支払意思を把握したことの確認は、次のとおり行うこととする。

(ア) 支払意思がある場合

面談記録、納付誓約書及び滞納家賃等の支払いにより行う。

(イ) 支払意思がなく時効が未到来の場合

面談記録により行う。

(ウ) 支払意思がなく時効が到来している場合

原則として時効援用の申出書により行う。

エ 退去滞納者等に係る財産の把握

退去滞納者等に支払意思がない場合又は所在が判明しない場合に実施したもので、退去滞納者に係る財産を把握した場合に報酬を支払うこととする。

財産を把握したことの確認は、調査結果（任意様式）の内容を確認することにより行うこととする。

なお、調査結果は、客観的に財産の有無を判断できる内容となっていることを必要とする。

オ 退去滞納者等に係る納付誓約書の提出

退去滞納者等に支払意思がある場合に実施したもので、退去滞納者等が納付誓約書を提出した場合に報酬を支払うこととする。ただし、納付誓約書に記載する納付計画は、委託業務の期間内に滞納家賃等を全額支払うものであることを必要とする。

納付誓約書の作成があるかの確認は、県への納付誓約書の提出により行う。

なお、納付誓約書を作成せず、一括で滞納家賃等を支払う場合は、支払の事実をもって納付誓約書の提出があったとみなし、報酬を支払うこととする。

カ 退去滞納者等による滞納家賃の納付

退去滞納者等に支払意思がある場合のもので、退去滞納者等が、滞納家賃等を納付した場合に支払うこととする。ただし、滞納家賃等の全額ではなく、一部納付の場合は、納付した額に応じた金額を支払うこととする。

納付があったことの確認は、滞納家賃等を納付した領収書の写し等により行うこととする。

(2) 経費の計上

着手金及び成功報酬の率は、滞納家賃等を基に、提案者が提案する。ただし、契約金額は委託する債権総額の40%以内とし、成功報酬の率は支払基準の項目ごとに提案すること。

また、照会や文書取得にかかる費用、各種書類作成や郵送にかかる費用等は、個別に算出せず、すべて着手金又は成功報酬金に含めるものとする。

(3) 契約金額の支払方法

委託した退去滞納者ごとに着手金及び成功報酬に係る各項目の金額を算出し、実績額とする。ただし、各項目ごとに1円未満の端数が発生した場合は、合計する前に端数を切捨てることとする。

着手金は業務委託契約締結後に概算払とし、成功報酬金は進捗状況を勘案し概算払いを行い、残額を精算払とする。

着手金と成功報酬金に係る概算払の金額は、最大でも契約金額の90%までとする。

4 業務進捗状況及び打合せ

- (1) 退去滞納者状況報告書（総括表）を毎月提出し、業務の進捗状況を報告すること。
- (2) 業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せを実施すること。ただし、打合せは原則として3ヶ月に1回とし、その他必要に応じて随時実施すること。

5 成果物について

- (1) 本事業の成果物は以下のとおりとする。
 - ア 退去滞納者状況報告書（総括表）A3版
 - イ 退去滞納者状況報告書（個表）及び添付書類
 - ウ 上記ア及びイに係る電子記録媒体（一式）
- (2) 委託業務終了時は、退去滞納者状況報告書（総括表）に委託業務終了時の状況を記載し、提出すること。

- (3) 退去滞納者状況報告書（個表）及び添付書類は、調査等が終了した実施対象者の分を3ヶ月に一度提出すること。ただし、委託業務終了時は、調査等が未終了のものを含めた全ての実施対象者のもの（提出済のものを除く）を提出すること。
- (4) 本業務により得られた成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。このため、本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (5) 本業務委託に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

6 個人情報の取扱いについて

提案者及び受託者は、公募の過程及び業務の実施に伴い知り得た個人情報の利用、管理について、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

7 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（「以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ その他、沖縄県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務の提案者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団との密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、乙が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

ア 上記7(1)に規定した契約の主たる部分以外の業務

イ その他、沖縄県が再委託により履行できると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載された業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 退去滞納者から苦情が発生することがないように、留意して対応を行うこと。苦情が発生し

た場合は、速やかに県に報告を行うとともに、対応方針を提案すること。

- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（土木建築部住宅課）と協議すること。